

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成25年
4月23日
(火曜日)

目次

告示	一
生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)	一
生活保護法の規定に基づく施術者の指定(厚政課)	一
救急病院でなくなった医療機関(地域医療推進室)	二
土地改良区設立の認可(農村整備課)	二
保安林予定森林(森林整備課)	二
下関都市計画道路の変更(都市計画課)	三
宇部都市計画及び山口都市計画下水道の変更(都市計画課)	三
土砂災害警戒区域の指定の解除(二件)(砂防課)	三
土砂災害警戒区域の指定(砂防課)	四
土砂災害特別警戒区域の指定の解除(二件)(砂防課)	四
土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)	五
公営住宅法施行令第二条第一項第四号の規定により定める数値に関する告示の一部改正(住宅課)	五
県営住宅の構造及び戸数に関する告示の一部改正(住宅課)	六
公告	六
平成二十五年度危険物取扱者保安講習の実施(防災危機管理課)	六
基本測量の実施の終了(監理課)	八
公共測量の実施の終了(監理課)	八
労委公告	八
山口県労働委員会のおっせん員候補者	九

山口県告示第百六十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十五年四月二十三日

山口県知事 山本 繁太郎

医療機関名称	所在地	指定年月日
有好内科クリニック	宇部市東梶返三丁目九番二号	平成二五、四、一
よしき眼科クリニック	山口市吉敷中東三丁目一七番二二号	" " " "
すえなが内科在宅診療所	鰐石町一番二二号	" " " "
新南陽整形外科クリニック	周南市政所一丁目一三番一四号	" " " "
ゆん脳神経外科クリニック	二番町一丁目四番三二号	" " " "
きらら下松歯科医院	下松市西柳一丁目一五五四の三	" " " "
さきもと歯科クリニック	岩国市山手町一丁目二番一六号	" " " "
路のとう薬局	山口市鰐石町二九二の五	" " " "
フタミ薬局	防府市大崎四六〇の一	平成二四、一〇、一〇
いくも薬局八王子店	" 八王子二丁目一番一九号	平成二五、三、三
岩国さくら薬局	岩国市室の木町一丁目一番一〇号	" " " "
オリーブ薬局徳山中央店	周南市二番町一丁目四番三二号	" " " "

指定訪問看護事業者等名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション名称	所在地	指定年月日
株式会社オールケア	防府市大字田島三七一の六	訪問看護ステーションオールケア	防府市沖今宿一丁目一八番二〇号	平成二五、二、一

山口県告示第百六十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第四

十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定した。

平成二十五年四月二十三日

山口県知事 山本 繁太郎

施術者の氏名	名称	所在地	指定年月日
沖中 一彦	南岩国整骨院	岩国市南岩国町三丁目二七番三三三―一號	平成二五、三、一五

山口県告示第百六十八号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する病院でなくなった。

平成二十五年四月二十三日

山口県知事 山本 繁太郎

名称	所在地
株式会社日立製作所笠戸事業所付属日立病院	下松市古川町三丁目一番一号

山口県告示第百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定により、土地改良区の設立を次のとおり認可した。

平成二十五年四月二十三日

山口県知事 山本 繁太郎

土地改良区の名称	認可年月日
美祿市山中・杉谷土地改良区	平成二五、四、一五

山口県告示第百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

平成二十五年四月二十三日

山口県知事 山本 繁太郎

保安林予定森林の所在場所

山口市徳地柚木字迫二二四九、一二五〇、一二五一の一、一二五八の一、一二五八の二、一二五九の三、一二六〇の一、一二六〇の四、一二六〇の五

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次森林については、主伐は、択伐による。
山口市徳地柚木字迫一二五九の三（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済産業部農林政策課に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林予定森林の所在場所

山口市下小鯖字狼谷八九八、字小峠九〇六、九〇七、字岡田一六一三、一六一七、字北野一六二二、一六二三、一六二四の二、一六二六の二、一六二七、一六二八の一、防府市大字切畑字斧磨一二九の六、一二九の七、一三三三の二、一三三三の四、一三三三の六、四四〇、大字奈美字松ヶ谷二七三、二八〇の一、二八一の一、二八二の一、二八三の一、二八四の一、二八五の一、二九八から三〇一まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次森林については、主伐は、択伐による。

山口市下小鯖字狼谷八九八・字岡田一六一三・字北野一六二四の二・一六二七（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

防府市大字切畑字斧磨一二九の七・一三三の二・一三三の四・一三三の六・大字奈美字松ヶ谷二七三・二八一の一・二八四の一・三〇一(以上八筆について次の図に示す部分に限る。)

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第七十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、下関都市計画道路を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び下関市都市整備部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年四月二十三日

山口県知事 山 本 繁太郎

- 一 都市計画の種類及び名称
下関都市計画道路三・四・十八高尾旭線
- 二 変更の内容
区域及び構造の変更

山口県告示第七十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、宇部都市計画及び山口都市計画下水道を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課、宇部市土木建築部都市政策推進課及び山口市都市整備部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年四月二十三日

山口県知事 山 本 繁太郎

- 一 都市計画の種類及び名称
宇部都市計画及び山口都市計画下水道宇部市、山口市公共下水道
- 二 変更の内容
施設の位置及び区域の変更

山口県告示第七十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十三年山口県告示第百三十八号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十五年四月二十三日

山口県知事 山 本 繁太郎

- 一 解除に係る区域の名称
生野屋西(一)(5)
 - 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下松市建設部土木課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第七十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十四年山口県告示第百三十号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十五年四月二十三日

山口県知事 山 本 繁太郎

- 一 解除に係る区域の名称
拾島(一)(1)、徳山(一)(63)

二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百七十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域として次の区域を指定する。

平成二十五年四月二十三日

山口県知事 山 本 繁太郎

一 区域の名称
生野屋西(一)(5)

二 区域の範囲
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下松市建設部土木課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称
杓島(一)、徳山(一)(63)

二 区域の範囲
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百七十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第八条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十三年山口県告示第百三十九号)により指定された区域の全部についての指定を次のとおり解除する。

平成二十五年四月二十三日

山口県知事 山 本 繁太郎

一 解除に係る区域の名称
生野屋西(一)(5)

二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下松市建設部土木課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百七十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第八条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十四年山口県告示第百三十一号)により指定された区域の全部についての指定を次のとおり解除する。

平成二十五年四月二十三日

山口県知事 山 本 繁太郎

一 解除に係る区域の名称
杓島(一)、徳山(一)(63)

二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百七十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域として次の区域を指定する。

平成二十五年四月二十三日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 区域の名称
生野屋西(一)(5)
 - 二 区域の範囲
次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下松市建設部土木課に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 区域の名称
杓島(一)、徳山(一)(63)
 - 二 区域の範囲
次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百七十九号

公営住宅法施行令第一条第一項第四号の規定により定める数値に関する告示（平成九

年山口県告示第三百二十一号)の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月二十三日

山口県知事 山本 繁太郎

表稗田県営住宅の項中

「一四号棟から二二号棟まで」を「〇・九二」

「一四号棟から二二号棟まで」を「〇・九二」
「一三三号棟」を「〇・九三」
に、「〇・八八」

を「〇・八七」に改め、同表綾羅木県営住宅の項中「〇・六〇」を「〇・五九」に改め、同表川中東部県営住宅の項を次のように改める。

川中東部県営住宅	A棟からC棟まで	〇・八八
	D棟からI棟まで	〇・八二

表彦島迫町県営住宅の項中「〇・八三」を「〇・八二」に改め、同表安岡駅前県営住宅の項中「〇・九二」を「〇・九一」に改め、同表中野県営住宅の項中「〇・九九」を「〇・九八」に改め、同表西大橋県営住宅の項中「〇・八二」を「〇・八一」に改め、同表大内御堀県営住宅の項中「〇・八一」を「〇・八〇」に改め、同表平川県営住宅の項及び恋路県営住宅の項中「〇・九一」を「〇・九〇」に改め、同表平井県営住宅の項中「〇・八一」を「〇・八〇」に改め、同表第二無田ヶ原県営住宅の項中「一・〇〇」を「〇・九九」に改め、同表西田中県営住宅の項を次のように改める。

西田中県営住宅	A棟からG棟まで	〇・八七
	H棟及びI棟	〇・八一

表大平山県営住宅の項中「〇・九七」を「〇・九六」に改め、同表大道県営住宅の項を次のように改める。

大道県営住宅	
A棟	〇・八三
B棟及びC棟	〇・八七

表北山手県営住宅の項中「〇・九六」を「〇・九五」に改め、同表生野屋県営住宅の項中「〇・八一」を「〇・八〇」に改め、同表旗岡県営住宅の項中

三号棟及び三二号棟	
〇・九二	を
二号棟	
〇・九二	に、「〇・六〇」
三号棟及び三二号棟	
〇・九一	

を「〇・五九」に改め、同表花岡県営住宅の項中「〇・九二」を「〇・九一」に改め、同表萩谷県営住宅の項中「〇・八五」を「〇・八四」に改め、同表浪の浦県営住宅の項及び黒磯県営住宅の項中「〇・八六」を「〇・八五」に改め、同表今津県営住宅の項中「〇・八七」を「〇・八六」に改め、同表亀山県営住宅の項中「〇・九五」を「〇・九四」に、「〇・九七」を「〇・九六」に改め、同表和田県営住宅の項中「〇・九七」を「〇・九六」に改め、同表東深川県営住宅の項中「〇・九二」を「〇・九一」に改め、同表中の塚県営住宅の項中「〇・九七」を「〇・九六」に改め、同表新庄北県営住宅の項中「C棟まで、E棟及びF棟」を「F棟まで」に改め、同表宮野県営住宅の項を次のように改める。

宮野県営住宅	
一号棟及び二号棟	〇・九三
三号棟	〇・八七

表大迫田県営住宅の項中「〇・八六」を「〇・八五」に改め、同表舞車県営住宅の項中「〇・五七」を「〇・五六」に改め、同表慶万県営住宅の項中「〇・六一」を「〇・六〇」に、「〇・七三」を「〇・七二」に改め、同表西柵県営住宅の項中「〇・七六」を「〇・七五」に改め、同表富田東県営住宅の項中「〇・七九」を「〇・七八」に改め、同表新堤県営住宅の項及び第二金剛山県営住宅の項中「〇・八七」を「〇・八六」に改め、同表周陽県営住宅の項及び大内県営住宅の項中「〇・八八」を「〇・八七」に改め、同表古開作県営住宅の項中「〇・九九」を「〇・九八」に改め、同表桜山県営住宅の項中「〇・九七」を「〇・九六」に改める。

山口県告示第百八十号

県営住宅の構造及び戸数に関する告示(平成十年山口県告示第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月二十三日

山口県知事 山本 繁太郎

表稗田県営住宅の項中「二〇六」を「二三六」に改め、同表旗岡県営住宅の項中「四二」を「七八」に改め、同表新庄北県営住宅の項中「二九」を「五四」に改める。



(二二〇)平成二十五年年度危険物取扱者保安講習の実施

消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第十三条の二十三の規定に基づき、平成二十五年年度危険物取扱者保安講習を次のとおり実施します。

平成二十五年四月二十三日

山口県知事 山本 繁太郎

一 受講対象者	消防法第十三条の二十三に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者																					
二 講習の日時及び場所	<p>(一) 給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対する講習</p> <table border="1"> <tr> <th>日</th> <th>時</th> <th>場 所</th> </tr> <tr> <td>平成二五、七、三</td> <td>午前九時から 正午まで</td> <td>光地区消防組合消防本部</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>下関市消防訓練センター</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>周南市鼓海二丁目一八の二四</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>公益財団法人周南地域地場産業振興センター</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>宇部市大字川上七四</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>山口宇部農業協同組合</td> </tr> </table>	日	時	場 所	平成二五、七、三	午前九時から 正午まで	光地区消防組合消防本部	〃	〃	下関市消防訓練センター	〃	〃	周南市鼓海二丁目一八の二四	〃	〃	公益財団法人周南地域地場産業振興センター	〃	〃	宇部市大字川上七四	〃	〃	山口宇部農業協同組合
日	時	場 所																				
平成二五、七、三	午前九時から 正午まで	光地区消防組合消防本部																				
〃	〃	下関市消防訓練センター																				
〃	〃	周南市鼓海二丁目一八の二四																				
〃	〃	公益財団法人周南地域地場産業振興センター																				
〃	〃	宇部市大字川上七四																				
〃	〃	山口宇部農業協同組合																				

日	時	場 所
平成二五、七、一二	午後一時から午後四時まで	周南市新南陽ふれあいセンター
一九	午後四時から	周南市鼓海二丁目一八の二四 公益財団法人周南地域地場産業振興センター
二二、二四	午後四時から	宇部市大字川上七四 山口宇部農業協同組合
二五	午後四時から	下松市大字平田四八四 中国電力株式会社下松発電所 山口県民文化ホールいわく
八、一	午後一時から	長門市東深川一の一の二 山口県漁業協同組合湊支店
七	午後四時から	山口県民文化ホールいわくに
八	午後四時から	下関市豊北町大字角島二七の一の三 角島漁業協同組合
一九	午前九時から	下関市豊北町大字角島二七の一の三 角島漁業協同組合
二二	午前九時から	山口市大手町二番一八号 山口県教育会館
二九	午後一時から午後四時まで	長門市三隅下三七〇九の三 山口県漁業協同組合野波瀬支店 防府市八王子二丁目八番九号 公益財団法人山口・防府地域工芸地場産業振興センター
九、一〇	午前九時から	ラポールゆや
二二	午前九時から	阿武郡阿武町大字奈古二七四七
三三	午後四時まで	山口県漁業協同組合奈古支店
一三	午後四時から	柳井市柳井一五七八の八 中国電力株式会社柳井発電所
一〇、九	午後四時から	周南市鼓海二丁目一八の二四 公益財団法人周南地域地場産業振興センター
一一	午後四時から	萩市消防本部
一一	午後四時から	(二) 石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)第二条第六号に規定する特定事業所における危険物施設(一)に掲げる危険物施設を除く。(二)において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対する講習

日	時	場 所
平成二五、七、三	午後一時から午後四時まで	光地区消防組合消防本部
五	午後四時から	下関市消防訓練センター
八、二	午前九時から	光市大字光井四七二〇 武田薬品工業株式会社光工場
三	午後四時から	美祿市大嶺町東分四一八の八 美祿勤労者総合福祉センター
九、四	午後四時から	防府市八王子二丁目八番九号 公益財団法人山口・防府地域工芸地場産業振興センター
四	午後四時から	周南市鼓海二丁目一八の二四 公益財団法人周南地域地場産業振興センター
五	午後四時から	周南市鼓海二丁目一八の二四 公益財団法人周南地域地場産業振興センター
六	午後四時から	光地区消防組合消防本部
一一	午後四時から	下松市大字平田四八四 中国電力株式会社下松発電所
二六	午前九時から	玖珂郡和木町和木六丁目一番二号 三井化学株式会社若国大竹工場
八、六	午後四時から	周南市新南陽ふれあいセンター
九	午後四時から	玖珂郡和木町和木六丁目一番二号 三井化学株式会社若国大竹工場
二七	午後四時から	山口県民文化ホールいわくに
三〇	午後四時から	周南市新南陽ふれあいセンター
九、五	午後四時から	周南市鼓海二丁目一八の二四 公益財団法人周南地域地場産業振興センター
二七	午後四時から	周南市新南陽ふれあいセンター
一〇、九	午後四時から	周南市鼓海二丁目一八の二四 公益財団法人周南地域地場産業振興センター
二二	午後四時から	周南市新南陽ふれあいセンター
二三	午後四時から	山陽小野田市大字西沖五 西部石油株式会社山口製油所
二九	午後四時から	宇部市大字川上七四 山口宇部農業協同組合
二二	午後四時から	周南市新南陽ふれあいセンター
二二	午後四時から	(三) (一)及び(二)に掲げる危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対する講習

二〇	山口県民文化ホールいわくに	午後九時から 正午まで	〇、四	〇	〇
二五	宇部・山陽小野田消防局消防訓練研修センター	午後九時から 正午まで	八	〇	〇
二六	下関市消防訓練センター	午後九時から 正午まで	八	〇	〇
二七	宇部・山陽小野田消防局消防訓練研修センター	午後九時から 正午まで	八	〇	〇
二八	宇部・山陽小野田消防局消防訓練研修センター	午後九時から 正午まで	八	〇	〇
二九	宇部市大字川上七四 山口宇部農業協同組合	午後九時から 正午まで	八	〇	〇
三〇	萩市消防本部	午後九時から 正午まで	八	〇	〇
三一	防府市八王子二丁目八番九号 公益財団法人山口・防府地域工芸地場産業振興センター	午後四時から 午後四時まで	二二	二二	二二
三二	山口市大手町二番一八号 山口県教育会館	午前九時から 正午まで	二二	二二	二二
三三	宇部・山陽小野田消防局消防訓練研修センター	午後一時から 午後四時まで	二六	二六	二六
三四	提出書類				
三五	受講申請書				
三六	受講手数料				
三七	入証紙には、消印をしないこと。				
三八	その他				

受講案内、受講申請書等の請求及びこの講習についての問合せは、最寄りの消防本部、山口市滝町一番一号 山口県総務部防災危機管理課（電話〇八三一九三三一一三三六〇）又は一般社団法人山口県危険物安全協会連合会（電話〇八三一九三三一一七七九）にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(二二) 基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十五年四月二十三日

山口県知事 山本 繁太郎

一 作業の種類

基本測量（精密地形調査）

二 作業の地域

防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、周南市、大島郡周防大島町並びに熊毛郡上関町、田布施町及び平生町

三 作業の期間

平成二十四年三月十四日から平成二十五年三月三十一日まで

一 作業の種類

基本測量（空中写真撮影）

二 作業の地域

下関市、宇部市、山口市、美祢市及び山陽小野田市

三 作業の期間

平成二十五年二月八日から同年三月二十九日まで

(二三) 公共測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、山口県地方務局長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十五年四月二十三日

山口県知事 山本 繁太郎

一 作業の種類

公共測量（基準点測量）

二 作業の地域

下関市綾羅木本町三丁目、綾羅木本町九丁目、綾羅木南町一丁目及び古屋町一丁目

三 作業の期間

平成二十四年十二月五日から平成二十五年三月二十六日まで



公 告

山口県労働委員会のおつせん員候補者

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定に基づく平成二十五年四月十一日現在の山口県労働委員会のおつせん員候補者は、次のとおりです。

平成二十五年四月二十三日

山口県労働委員会会長 大田 明 登

氏 名 略 歴

- 大田 明登 山口県労働委員会公益委員 弁護士
- 有田 謙司 山口県労働委員会公益委員 西南学院大学法学部教授
- 北本 時枝 山口県労働委員会公益委員 税理士
- 中村友次郎 山口県労働委員会公益委員 弁護士
- 山元 浩 山口県労働委員会公益委員 弁護士
- 網戸 茂 山口県労働委員会労働者委員 マツタ労働組合副執行委員長
- 岡本 博之 山口県労働委員会労働者委員 全日本自治団体労働組合山口県本部執行委員長
- 杉本 郁夫 山口県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会山口県連合会会長
- 鶴岡 純枝 山口県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会山口県連合会常任執行委員
- 山近 和浩 山口県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会山口県連合会事務局長
- 岡田 和彦 山口県労働委員会使用者委員 宇部興産株式会社相談役
- 田中 一郎 山口県労働委員会使用者委員 山口県経営者協会専務理事

- 羽嶋 等 山口県労働委員会使用者委員 防府鉄工業協同組合理事長
- 正木 宏明 山口県労働委員会使用者委員 株式会社トクヤマ顧問
- 松浦 秀子 山口県労働委員会使用者委員 日新運輸工業株式会社代表取締役社長
- 山田 義裕 前山口県労働委員会使用者委員
- 秋本 泰治 山口県労働委員会事務局長
- 石光 公宏 山口県労働委員会事務局次長

平成二十五年四月二十三日印刷

発行人所

山口県知事庁